

平成30年第7回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成30年9月12日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

追加議案

追加日程第1 認定第6号の訂正について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	深 沢 義 一 君	2番	小 原 正 彦 君
3番	鈴 木 正 洋 君	4番	内 田 清 文 君
5番	泉 美和子 君	6番	森 元 淑 雄 君
7番	高 山 茂 雄 君	8番	細 井 邦 男 君
9番	熊 谷 良 夫 君	10番	伊 藤 福 章 君
11番	鈴 木 良 勝 君	12番	村 田 薫 君
13番	藤 原 政 春 君	14番	深 澤 均 君
15番	熊 谷 隆 一 君	16番	澁 谷 俊 二 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	松 田 知 己 君	副 町 長	佐々木 敬 治 君
総 務 課 長	本 間 和 彦 君	企 画 財 政 課 長	高 橋 穰 君
税 務 課 長	小田長 光 仁 君	住 民 生 活 課 長	高 橋 久 也 君
福 祉 保 健 課 長	齊 藤 敦 子 君	農 政 課 長	高 橋 勉 君
商 工 観 光 交 流 課 長	藤 田 信 晴 君	建 設 課 長	木 村 英 彰 君
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 孝 悦 君	農 業 委 員 会 長	高 橋 正 尚 君
農 業 委 員 会 長 農 事 務 局 長	奥 山 智 佳 等 君	教 育 長	福 田 世 喜 君
教 育 次 長 兼 教 育 推 進 課 長	西 鳥 羽 裕 君	教 育 総 務 課 長	煙 山 光 成 君
生 涯 学 習 課 長	高 橋 一 久 君	代 表 監 査 委 員	深 澤 克 太 郎 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	鈴 木 忠	庶 務 班 長 兼 議 事 班 長	高 橋 圭 子
主 査	高 橋 洋 子		

◎開議の宣告

○議長（澁谷俊二君） おはようございます。

定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（澁谷俊二君） 日程第1、一般質問を行います。

今定例会での一般質問の通告者は4名であります。

一般質問の順序は通告の順に許可いたします。

質問者は、一般質問席に登壇して発言してください。

◇村田 薫 君

○議長（澁谷俊二君） 最初に、12番、村田 薫君の一般質問を許可いたします。村田 薫君、登壇願います。

（12番 村田 薫君 登壇）

○12番（村田 薫君） おはようございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

質問事項は町の障害者雇用の状況は。

質問要旨ですが、お盆過ぎの8月15日ごろから毎日報道されている障害者雇用の水増し問題は、中央省庁から始まり全国の地方自治体にも広がり、今後全国調査が行われるとのことでした。この機会を捉えまして当町の障害者雇用の実態と町の考え方についてお伺いいたします。

働く意欲を持つ障害者の就労、機会の拡大、多様な人材の活用を目的に制定されました障害者雇用促進法の法定雇用率の2.5%は当町では守られているのか。

2つ目は、採用時には障害者手帳や医師の診断書で確認のもとに採用しているのか。定期的に第三者機関により確認は徹底しているのか。

3番目として、身の回りの介助が必要な障害者がいる場合は介助者が配置されているのか。ま

た、障害者が働きやすい環境の整備はされているのか。

4番目に、最後になりますけど、労働人口の減少、少子高齢化が進む中で障害者の労働力のメリットについて、どのように捉えているのか。

以上につきまして、町の取り組みと町長の考えを伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

障害者の雇用については、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の雇用の場を確保することを目的に一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるため、常用労働者の数に対する一定割合の数の身体障害者、知的障害者または精神障害者を雇用する義務を事業主に課す、いわゆる障害者雇用率制度が地方公共団体にも義務づけられていることは議員ご承知のとおりです。

その障害者雇用率の算定に当たっては、週30時間以上勤務する常用労働者及び週20時間以上30時間未満勤務する短時間労働者が対象となり、短時間労働者は1人を0.5人としてカウントするほか、障害の範囲により重度身体障害者及び重度知的障害者の常用労働者については、1人を2人としてカウントし、重度身体障害者及び重度知的障害者の短時間労働者については、0.5人を1人としてカウントすることとなっているところです。

さて、町職員の障害者雇用人数及び障害者雇用率についてですが、平成30年6月1日現在で臨時的任用職員を含めた障害者雇用人数は実人数で7人、障害者雇用率の算定ルールでは8人となっております。障害者雇用率については、2.55%で法定雇用率の2.5%を上回っており、義務づけられた雇用率は達成しております。

次に、町職員の採用時における障害者の把握・確認方法についてですが、厚生労働省が作成した「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」に基づき、把握・確認を行っております。

具体的には、対象者に対して「障害者雇用状況の報告等のために」と利用目的を明示、同意を得た上で障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の写しの提供を求めており、障害者のプライバシーに配慮しながら把握・確認を行っております。また、提供を受けた書類については、保存期間を3年以上とし、情報を管理する者の範囲を必要最小限にするなどの安全管理措

置も講じているところです。

このようにガイドラインに基づいた対応を徹底しており、第三者機関による確認が必要な実態はありませんので、今後もこうした対応で適切に対応してまいりたいと考えております。ご理解をお願いいたします。

次に、介助が必要な職員についてですが、現在のところ、町職員に身の回りの介助が必要な職員はおりませんので、介助者の配置はありません。

また、障害者が働きやすい環境の整備については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づき、障害者が働きやすい環境づくりを推進するため町公共施設についてバリアフリー化を進めてきたほか、町職員が事務または事業を行う際に障害を理由とする差別が発生しないよう、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美郷町職員対応要領」を策定するなど、施設整備及び対応の仕方について職場環境の整備に努めてきておりますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、今後の障害者雇用のあり方に関する質問ですが、障害者雇用を進めていく根底には障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる「共生社会」を実現していくという理念があるものと思います。こうした根底をきちんと意識するとともに受けとめますと、障害者の就労は労働人口の減少への対応といった社会ニーズを踏まえた就労という概念ではなく、健常者と同様、みずからの人生に存在感と充実感を認識できる自己発現の機会として捉えるべきではないかと私は考えます。

したがって、健常者、障害者と区別して労働力に対する評価を行うことは適切ではなく、健常者であっても障害者であっても、ともにみずからの意欲と能力に合致する就労がかなえられる社会の構築、つまり共生社会を実現していく認識を今後も大切にしていくことが重要であると私は考えておりますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）12番、村田 薫君の再質問を許可いたします。

○12番（村田 薫君） 3番目のところ、介助または働きやすい環境の整備で、町なりに何らかのことをやっているということでしたけど、実際こういう合理的配慮という、障害者に対しての合理的配慮はどのような方法で全職員に周知されているのでしょうか。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁でも申しましたが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する美郷町職員

対応要領」というものを策定して、全職員がそれを持っておりますので、そういうことで障害者に対する差別が発生しないような対応をしているところです。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、12番、村田 薫君の一般質問を終わります。

◇内 田 清 文 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、4番、内田清文君の一般質問を許可いたします。

内田清文君、登壇願います。

（4番 内田清文君 登壇）

○4番（内田清文君） おはようございます。通告に基づき一般質問を行います。

まず、初めにタイ王国との交流のこれからについて。

まず、タイ王国との交流の目標について伺います。

美郷町では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けてタイ王国のホストタウンとして平成28年1月に登録を受けました。タイ王国との交流はそれ以前の平成27年4月から行われており、事前キャンプの受け入れや文化交流、教育交流などが図られております。先日の町長の招集挨拶にもありましたように、最近ではタイ王国と美郷町の中学生が相互に相手国を訪問し交流したり、タイ王国応援サポーター「プーアン」の会員が7月に行われたヨネックス秋田マスターズ2018バドミントン選手権大会でタイ王国の選手を応援したりするなど活発な交流がなされています。

東京2020に向けたホストタウンの取り組みとしては、すばらしいとの声がある一方で、オリンピック後のタイ王国に関する取り組みはどのようにしていくのか懸念する声もあります。オリンピックまでは盛り上がりますが、その後はどのようにしていくのでしょうか。

第2次美郷町総合計画・行動計画（後期）では、ホストタウン推進事業の目指す姿として「2020東京オリンピックを契機としてタイ王国とスポーツや文化面での相互交流を図り、スポーツ振興の推進や観光振興による地域活性化等を促進します」とありますが、他方の目標指標ではタイ王国関連イベントへの参加者数（年間）の平成33年度の目標値が設定されています。スポーツ振興なのか観光振興なのかイベントなのか、タイ王国との交流において、どの方面に重点を置いて今後の事業を進めていき、どのような成果を目指しているかについて伺います。

次に、タイ王国との交流におけるキーパーソンについて伺います。

皆さんもご存じだと思いますが、今般のようなスポーツを通じた国際的な交流は美郷町にも前

例があります。平成13年の秋田ワールドゲームズ2001において、旧六郷町がコーフボール競技の開催地になったことから台湾の花蓮縣瑞穂郷との交流が始まりました。当時は私も六郷中学校の生徒であり、コーフボールの台湾人選手の応援をしたり交流を図ったりした記憶があります。その後、美郷町になってからも交流は続けられましたが、現在では余り目立った動きはないように感じます。交流には当時台湾コーフボール協会会長であり台湾語も日本語も堪能なキーパーソンとでも言うべきヤン先生の存在があったようですが、亡くなられたようで、そのころから余り交流もされなくなったことのことでした。

国際的な交流は何かのきっかけがなければ滅多にない貴重なチャンスだと思います。2020東京オリンピックにおいてホストタウンとしてチャンスをつかんだ美郷町が、これから長きにわたってタイ王国との交流をしていくのであればキーパーソンが必要になると思います。後期行動計画では、人づくりに重点を置いているということもあると思いますので、タイ王国との交流にキーパーソンを育てるといような人的財産をつくる考えはあるか伺います。

以上、2点につきまして町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） タイ王国との交流の目標についてお答えいたします。

現在のところ、タイ王国と美郷町の交流については、バドミントンを通じたスポーツ交流、教育を通じた教育交流、美郷町産品の輸出による経済的な交流など幅広く展開が進んでいることは議員ご指摘のとおりです。

一般論として、交流するという行為には多面的な意義が包含されているものと思います。交流することで生まれる人的ネットワーク、人的ネットワークが生まれたことで生ずる新たな展開の可能性、新たな展開で得られる新たな活力、新たな活力の中で再認識されるみずからへの評価や誇り、郷土愛や組織愛、さらには地域活動への積極性の醸成など、多面的意義があるものと思います。こうした多面的な意義があるからこそ、あまたの組織・団体は機会を求めて交流し、それを継続しているのだろうと私は思います。

そこで、タイ王国との交流についてです。私はタイ王国との交流の展開はホップ・ステップ・ジャンプという段階的展開が望ましいと常々考えております。そして、そのホップに当たるのが東京オリンピックの事前合宿を核にしたスポーツ交流です。先日もタイ王国チームが来町されましたが、その合宿には町バドミントン協会初めサポータークラブの「プーアン」、町更生保護女性

の会など昨年より多くの方がかわりました。まさに人的ネットワークの拡大です。東京オリンピックの開催までは、このように多くの町民にかかわってもらうことで東京オリンピックに深い印象を残していただくとともに、その過程での取り組みを通じ、地域活力の醸成につなげていきたいと考えております。

また、オリンピック終了後については、そうして築き上げた人的ネットワークを踏まえ、それまでとは形を変えた交流、例えば一線を退いた選手らが折に触れて来町し、バドミントンの技術指導をするなど新たな交流が展開されるイメージを持っております。

また、教育交流はバドミントン交流があって生まれ、思いのほか早い時期に展開できましたが、この取り組みがタイ王国との交流のステップ段階に当たると私は考えております。その端緒にあるのが県教育委員会的美郷町へのご配慮です。県教育委員会ではタイ王国との教育交流を進めておりますが、タイ王国といえばバドミントン交流の美郷町を外されないとしてタイ王国教育関係者の視察は、ほぼ美郷町内の学校をしてくださっております。

その中で生まれた人的ネットワークからノンタブリー県アニューラチャプラシットスクールとの相互交流が実現しました。申すまでもなく、生徒間の交流は未来へのかけ橋です。生徒はいずれ大人になり、社会人になります。そして、その関係性には社会人になってからのスポーツや文化、経済など、あまたの新たな展開の可能性が内在しており、それこそ未来をつくと私は考えております。

そして、ジャンプに当たるのが経済交流です。経済交流については、現在、町内産梅酒がタイ王国に輸出されておりますが、これが実現したのもホップに当たる東京オリンピック事前合宿地に係る取り組みがあつてのことです。今後もさらにスポーツ交流や教育交流を重ねて人的ネットワークを拡大し、それを活用して最大限美郷町の魅力を発信し続けていけば、いずれは多くの町内産品の輸出拡大やインバウンド観光の増加など経済効果を生む交流に発展していくと私は考えております。

このように、タイ王国との交流はホップ・ステップ・ジャンプの考え方のもと、美郷町の将来の構築に何らかの形で今後も寄与してくれると私は認識しております。そのため、タイ王国関連イベントに、より多くの方々にかかわってもらうことで人的ネットワークがさらに広がることを期待しておりますし、第2次美郷町総合計画・行動計画（後期）にあるようにスポーツ振興及び観光振興を通じて地域の活力醸成につなげてまいりたいと考えておりますので、これまでの取り組みは一連の流れにあること、そして現在の取り組み分野が全て重点であることに、どうかご理解をお願いいたします。

次に、キーパーソンの育成についてですが、議員ご指摘のとおり、台湾花蓮縣瑞穗郷との交流は秋田ワールドゲームズのコーフボール競技を縁として始まり、平成17年2月に友好町郷の提携を締結しましたが、これは当時の台湾コーフボール協会役員の楊守全（ヤン・シュウ・チェン）氏の橋渡しがあつて実現したものです。

しかし、事情は存じませんが、瑞穂郷側からの相互交流が実現されず、また平成24年に楊守全氏が逝去されたことも相まって瑞穂郷と連絡をとることがさらに困難になったため、双方の合意によって提携を解消した経緯となっております。

しかし、このように一人のキーパーソンに過度に依存した交流関係は継続性に課題がありますので、双方のキーパーソンの必要性は認識しながらも、まずはタイ王国バドミントン協会やノンタブリー県第1地区初等教育局など組織と組織の交流という形をさらに整え、今後の交流を深めてまいりたいと存じます。

そして、その過程において、結果的に双方が信頼を寄せ、交流の継続に尽力してくださる複数のキーパーソンが育成されれば、なおよいことと存じますので、そうした認識で交流を進めることにご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○4番（内田清文君） 2番目の質問です。運動を継続的にできるような環境の整備について伺います。

美郷町ではセルフケアを推進しており、ぐっと楽運動教室の開催や健康増進ウォーキングコースを設定することにより運動習慣の定着を図っています。これ以外にも当町にはサン・アールにはプールがあり、最近ではワクアスにトレーニング室「ワクトレ」が設置されるなど運動ができる施設もあります。しかし、利用料が「1回につき」や「1時間につき」というものであり、1カ月定期券や回数券はありますが、やや利用しにくいと考えます。

美郷町からは大仙市や横手市のフィットネス施設に通っている方もいらっしゃいますが、そのようなフィットネス施設では月会費制が主流であり、毎月の利用料が自動更新されるため毎回利用券を買い直す必要がありません。また、月会費制にすることにより利用料を抑えやすくなり、利用者にとってもメリットがあります。さらに、利用者の継続的な利用が見込まれることから運動習慣の定着や健康増進が期待できます。一度の手続で長期間利用できるようにするために年間パスポートの発行や月会費制を導入するなどして利用者のさまざまなニーズに対応し、一定期間継続して運動が行える環境を整備する必要があるのではないでし

ようか。町長の見解を伺います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、町では自分の健康を自分で守ることができるようセルフケアの推進に取り組んでおります。その大切な要素の一つが適度な運動の実施です。そのため、先ほど議員がご説明のとおり各般にわたる取り組みを展開し、健康に対する意識を高めるとともに各般の施設を整備し、運動の推進に努めているところです。

運動に関する公共施設は各体育館を初めとする屋内施設、野球場やグラウンドゴルフ場を初めとする屋外施設がありますが、その利用料金は温水プールを除き、ほぼ利用時間を定めた1回当たりの利用料金を設定しております。

その理由は、施設の空間や面積等において利用限度がある場合、利用の公平性と管理の適切性を担保するためには、基本的に時間を定めた利用料金でなければ問題が生ずる可能性があるからです。

その問題を具体的に申しますと、仮に月額会費制などを導入した場合、利用限度がある施設においては、利用の公平性と安全な利用を担保していくには事前申し込みによる利用調整が必要不可欠となります。とすると、会費に見合う利用機会が確保されなかった場合、1回の利用料金が割高になる問題が生じます。逆に利用機会が多く確保されれば1回の利用料金がすごく低廉となり、1回ごとに利用料金を支払う方との施設利用の対価が公共施設であるにもかかわらず著しい不平等が発生する可能性もあります。

したがって、こうした問題が発生しないよう、現在のところ1カ月定期券のような料金設定をしてないところですので、議員ご提案のワクアス・トレーニング室などでの年間パスポートあるいは月額会費制の導入については、現段階において考えておりませんので、どうかご理解をお願いいたします。

なお、手続等の省略という意味では、1回ごとの利用料金支払いを省略させるよう、許容される範囲で少しお得な回数券を発行しているところですが、ご希望があれば一定程度の冊数を一括購入できるようですので、さらにお手数を省略化できるものと存じます。

また、トレーニング室の料金設定については、近隣類似施設の調査をして決定しております。調査では、機器台数に合わない利用者の入室があり不満が多かったこと、利用時間につ

いては、1回1時間程度であることがわかったことから、事前に1時間単位での予約を入れていただき、1時間の利用料金の上限を210円としたところですので、あわせてご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

これで、4番、内田清文君の一般質問を終わります。

◇泉 美和子 君

○議長（澁谷俊二君） 次に、5番、泉 美和子君の一般質問を許可いたします。

泉 美和子君、登壇願います。

（5番 泉 美和子君 登壇）

○5番（泉 美和子君） 通告に基づき、一般質問いたします。

初めに、小中学校の教室にエアコンを設置することについてお伺いいたします。

ことしの夏は記録的な猛暑が日本列島を覆い、熱中症で搬送されたり命を落とす方が相次ぐなど異常事態となりました。小学生が在校時に熱中症で死亡するという痛ましい事故も起きています。安全なはずの学校で子供たちが熱中症になる事例が各地で発生し、教室にエアコン設置を求める声が一段と高まっています。本町でも普通教室は扇風機のみですが、限界があります。子供たちが一日の大半を過ごす学校の普通教室こそ安全に快適に過ごせるようにすべきです。

秋田県の気温の変化を見ても1980年代の終わりに大きく気温が上昇し、1990年代ころから高温の年が多くなっています。エアコンはもはや必需品です。児童生徒の健康面と快適な学習環境の確保の観点から普通教室へエアコンを設置するよう求めるものですが、町長の見解をお伺いいたします。

現在、国が学校施設環境改善交付金としてエアコン設置に3分の1の額を補助していますが、秋田県独自の補助はないようです。国に対し、補助制度の拡大と県に対しても財政支援を行うよう求めていくべきと考えますが、あわせて町長の見解をお伺いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在のエアコン設置状況ですが、各学校とも保健室、図書室、一部の特別教室に設置して

おります。普通教室については、ただいま議員がご説明のとおり扇風機1台を各教室に配置して対応しておりましたが、今年度はさらに1台ずつ増設し、2台体制で空気の循環を良好に保つように努めているところです。

こうした対応のもと、各学校においては、児童生徒に着がえや水筒などを持参させ、服装の工夫や適宜の水分補給を指導し、健康管理に注意を払ってきているところです。しかしながら、近年は猛暑日が増加傾向にあり、全国的に熱中症による健康被害が報告されているほか、暑さによって学習に集中できないとの話もあることから、今後は何らかの対策が必要と考えておりました。

そのため、ことし5月には全教室にエアコンを設置する場合の必要経費の算出や課題洗い出し作業に着手しており、県教育委員会事務局に対しては全教室へのエアコン設置を考えている旨を伝えるとともに詳細な情報提供など支援を依頼しております。こうした作業を踏まえ、現段階では平成31年度に美郷中学校、平成32年度には3小学校にエアコンを設置したい方向で考えているところです。

また、国や県に対して財政支援の拡充を求めていく考えはないかのご質問ですが、これも議員ご説明のとおり、現在整備費の3分の1を補助する国の交付金制度がありますが、3分の2は自己負担となっているため町にとっては負担が大きく、早急な整備を実現していくために、機会を捉えて国、県に補助等の拡充の要望をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません」の声あり）

次の質問に移ります。

○5番（泉 美和子君） 認知症介護支援の取り組みについてお伺いいたします。

認知症は誰でもなる可能性のある病気です。早期の対応により、その症状の軽減や進行をおくらせることができると言われておりますが、患者数はふえており、介護する家族の現状はひとり暮らしや高齢者夫婦のふたり暮らしが増加しています。

国は2012年に認知症施策5カ年計画（オレンジプラン）を策定し、推進してきましたが、現行の介護保険では利用できるサービスに限度があり、認知症介護の現場は家族任せの状態が改善されていません。認知症の早期発見、診断、初期の相談と家族への支援や医療・保健・福祉の連携体制の構築によって最後まで切れ目なく治療と支援を行うこと、何より本人と家族が地域でその人らしく暮らし続けることのできる環境づくりが求められています。

その実現の立場から、次の3点について町長の見解をお伺いいたします。

1点目は相談窓口の対応についてです。

国は法改定で明らかに要介護認定が必要な場合以外は要介護認定を省略して基本チェックリストで対応するとしておりますが、この基本チェックリストのみでは認知症の早期発見につながらないと考えるものですが、本町ではどのような対応をしているのかお伺いいたします。

2点目は要支援1・2の人への介護サービス量と質を確保することについて伺います。

認知症を重度化させないためには初期の段階こそ専門職によるケアを受けることが重要です。また、要支援者の実態、例えば心身の状況、日常生活の自立度、世帯状況、サービス内容、サービス効果などを十分把握して提供されるサービスは現行基準を緩和せず、質を担保し、新総合事業の中で利用者の希望に基づき従来と同じサービスが継続して利用できるように保証するべきだと思いますが、量と質が確保されているのか、現在のサービスの取り組みについてお伺いいたします。

3点目です。認知症の本人や家族にとって介護以上につらいのが認知症への差別と偏見だと思います。認知症への正しい理解を広める啓発運動を位置づけ、誰もがお互いさまと言える環境づくりこそ大切だと考えるものです。本町でも認知症サポート養成講座などに取り組まれています。認知症に対する正しい理解を広める啓発活動についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

（町長 松田知己君 登壇）

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

初めに、相談窓口での対応についてです。

議員ご発言の基本チェックリストは25の調査項目で構成されており、対象者の状況に応じた適切な介護予防サービスあるいは介護サービスを迅速に判断し、対応していくために実施しているものです。

そのチェック項目は、25項目の中で3項目について認知機能について項目があります。その部分では基本チェックリストが認知症の早期発見につながらないとは言えないものと認識しておりますので、まずはご理解をお願いいたします。

その上で、美郷町としての認知症の早期発見に係る取り組みについて申し上げます。

まずは、日常生活における変化の兆しについて情報をいただくため、美郷町認知症早期発見事業「気づきの輪」を展開しております。これは日常生活の中で店舗等を訪れた高齢者の言動がお

かしいと思う場合、地域包括支援センターにご連絡をいただき、必要に応じて包括支援センター職員が個別訪問等を行い、状況を確認して早期発見や早期治療につなげていくものです。平成29年度末現在、19の事業所と協定を締結しております。

また、民生児童委員が地域の見守り役として各般にわたる活動をしてありますが、同様の観点で定期的な訪問などを通じ、高齢者に変化を感じた際にはご連絡をいただくこととなっており、そうしたネットワークも構築し、地域で早期に見つける仕組みづくりに努めております。

さらに、平成29年12月からは地域包括支援センターに認知症サポート医と支援センターチーム員で構成する認知症初期集中支援チームを設置し、各般の情報に基づき訪問や検討を通じ、かかりつけ医や専門医療機関と連携を図りながら適切な医療、介護サービスと結びつけていく取り組みも展開しているところです。

このように地域における認知症の早期発見と早期対応などに向けて取り組んでおりますことにご理解とご協力をお願いいたします。

なお、窓口での対応についても、ご相談の内容を踏まえて介護認定申請手続はもちろん、必要に応じて訪問調査を実施し、医療機関や介護サービス機関と情報共有をし、適切な支援につながるようにしているほか、通常の対応が困難な場合は認知症初期集中支援チーム活動につなぐなど適切な対処に努めておりますので、あわせてご理解をお願いいたします。

次に、要支援1または2の方への介護サービスについてです。

議員もご承知のように、平成29年4月より地域の実情に応じた取り組みができるようになっております。訪問型サービスについては、美郷町では今までと同様の訪問介護に加えて新たに訪問型サービスAも選択できるようになっております。

このうち、従来と同様の訪問介護については、ホームヘルパーによる食事・入浴・排泄介助などの身体的介護、掃除・洗濯・調理などの生活援助のサービスなど従前と同じサービス内容で、現在のところ新規1カ所を加えた32カ所で受けることができます。

また、新たに加わった訪問型サービスAは掃除・洗濯・調理などの生活援助を対象としたサービスで、こちらは新規8カ所の施設でサービスを受けることができるようになっております。

通所型サービスについては、今までと同様の通所介護に加え、新たに通所型サービスAと通所型サービスCの2種類のサービスが選択できるようになっております。このうち、従来と同様の通所介護は食事や入浴・健康管理・機能訓練やレクリエーションなどの従来制度と同じ内容のデイサービスで今までと同様に54カ所でサービスを受けることができます。

また、新たに加わった通所型サービスAは、運動・レクリエーションなどミニデイサービスを

行うもので、こちらは新規8カ所の介護施設でサービスを受けることができます。

通所型サービスCは、病気等で運動機能の低下により日常生活に支障を来した高齢者に対し、3カ月間集中してトレーニングすることがより機能を回復させ、自立した生活を目指すもので、こちらは1カ所で受けることができます。

このように制度改正により新たなサービスもふえ、加えてサービス提供施設数もふえていることから質・量ともに向上しているものと認識しております。また、その結果として利用者の要望に応じたきめ細やかなサービス提供が可能になっていると認識しておりますので、そうした実態にご理解をお願いいたします。

最後に、認知症に対する正しい理解を広める啓発活動についてですが、平成30年3月に知っとく安心 保存版認知症と題した「美郷町版認知症ケアパス」というパンフレットを作成し、全戸配布しており、一番身近な家族から認知症を正しく理解していただくよう認知症の方の様子や家族の心得などをわかりやすく説明しているほか、相談機関の情報や医療介護福祉サービスなども紹介しているところです。また、この認知症ケアパスの内容をより理解していただくために各地区で行う介護予防教室の際には相談の流れや認知症の方に対する接し方なども説明し、認識を深めていただいております。さらに、広く認知症を理解していただくため、認知症予防講演会も開催しており、ことし7月14日には「認知症を正しく知り 認知症を予防しよう」と題した講演会を開催、その理解の促進に努めているところです。

また、議員も触れておりましたが、認知症サポーターを広く養成することで認知症に対する意識啓発に努めており、六郷高校生徒や各地区老人クラブの方々などの受講により平成29年度末現在で1,585人が養成されているところです。認知症サポーターは認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族に対して温かい目で見守る応援者となりますので、議員ご質問の認知症に関する環境づくりにつながるものと存じます。

このほか、認知症の方やその家族、地域の方や専門家が情報を共有し、理解し合う場として認知症カフェも開催しており、町広報では開催日などをお知らせして広く参加を募っておりますので、これも認知症に対する意識の醸成につながっているものと認識しているところです。

このように、これまで町としては広く啓発活動を展開してきておりますが、今後もさまざまな機会を捉え、一層の意識啓発に努めてまいりたいと存じます。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「ありません。終わります」の声あり）

これで、5番、泉 美和子君の一般質問を終わります。

◇鈴木正洋君

○議長（澁谷俊二君） 次に、3番、鈴木正洋君の一般質問を許可いたします。

鈴木正洋君、登壇願います。

（3番 鈴木正洋君 登壇）

○3番（鈴木正洋君） 通告に基づき、一般質問をいたします。

質問事項は、樽みこしと舟っこ流しの今後のあり方についてです。

8月第1週の土・日、六郷まちなかエリアでは樽みこしと舟っこ流しという二つの祭りが行われます。ことしの樽みこしは4日（土曜日）の日中でした。夏の強い陽差しの下で行われました。松田町長がみこし担ぎに参加してくださったこともあり、ことしは例年よりも大変に盛り上がった祭りであったように思います。翌5日の日曜日の夜に予定されていた舟っこ流しの川入りですが、残念ながら豪雨により御伊勢堂川が増水したことにより中止となってしまいました。この土・日2日間にわたって行われていますこの樽みこしと舟っこ流し、この夏祭りの将来像について町当局のお考えをお伺いしたいと思います。

樽みこしは旧六郷町の商工会青年部が始めた祭りで、現在は観光協会が主催しています。既に30年を超える歴史があり、地域にも定着し、これからも力を入れて続けていくべき行事だと私は考えております。

誰でも参加できるのが、この祭りのよいところであり、今後ふえると予想される外国人旅行者の受け入れにも最適だと思います。東京の深川祭に次ぐ日本有数の水かけ祭りとして全国から認知される可能性もあると私は思います。美郷町が交流を進めようとしているタイや台湾にも大規模な水かけ祭りがあります。タイの正月に行われるソンクラーンは日本でも有名になってきております。

一方の舟っこ流しですが、こちらは享保年間に始まりました。その後戦時中の、申しわけありません。この通告書では「中断」と書いておりますけれども、この「中断」というのは若干正確性に欠く表現でありまして、戦時中に終わったというほうが正しい言い方かと思います。昭和初期に細々と個人的に小規模的に続けられていた行事が戦争中に終わったということが文献に書かれてありました。中断というと一時的にお休みしたような印象を与えかねないので、そこの訂正をお願いいたします。

戦時中に終わりましたが、昭和43年に明治維新100年を記念して復活しました。ことしで50年となる歴史があり、運営には生涯学習課が当たられています。ですが、この祭りの存続について見た場合、黄色信号がともっているように私には感じられます。少子化の進行によって舟っこの数

が減り、昨年は14そうとなってしまうました。他町内との合同でなければ舟を出すことができない町内も出てきております。

また、樽みこしと同じ時期に開催されるため、両方の行事に参加する小学校6年生とその親には相当な負荷がかかっております。4日（土）には舟っこが自町内の練り回りすることになっておりますが、6年生は急いで樽みこし用のはんてんから舟っこ流し用のはんてんに着がえて、休む間もなく2つの祭りをはしごすることになります。

根源的な問いになりますけれども、異なる二つの祭りを同時期に行うということ自体が、そもそもおかしなことではないでしょうか。これから先の実施は、さらに難しくなるものと私は予想します。

現在、観光と物産にかかわる4組織を統合する作業が進められておりますけれども、それに伴い、樽みこしなどの観光行事を来年度以降どのようにするか検討がされていると思います。生涯学習課が担当する舟っこ流しも樽みこしと一体的に捉えて今後のあり方を考え直すべきではないでしょうか。行事に参加する者からすれば「水に親しむ夏祭り」というくくりで言いますと両者に大きな違いはありません。観光行事か伝統行事か、担当部署の違いなどは抜きにして今後の夏祭りのあり方として俎上に乗せるべきテーマだと思います。

樽みこしを美郷町の重点行事として広く海外にもアピールしていくことを考えた場合、必要となるヒト・モノ・カネの資源を集中的に投下することが大切だと思います。異論があることは承知の上で言いますけれども、舟っこ流しは廃止して、これまで使われてきた舟っこをみこしに改造し、樽みこしと一緒に子供たちが担いで練り歩くようにすることも一つの案かと私は思います。

深川祭には50基を超えるみこしが並びますが、美郷町も樽みこしと舟っこみこしを合わせれば20基を超えます。湧水の町・美郷町で行われる清水まつりに水に縁のあるみこしがずらりと並ぶ様子を見応えがあると思います。大小さまざまなサイズのみこしがそろえば小学生全員から担いでもらうことができます。地域の子供から大人まで、さらに地域を越えた人々とも水かけみこしならば心を一つにして楽しむことができます。

樽みこしと舟っこ流し、二つの夏祭りを一体的に捉えて、今後のあり方について再考する時期が来ているように思いますが、それについて町当局はどのようにお考えなのか。また、思い描いている今後の夏祭りの将来像がございましたら、あわせてお伺いしたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。

町長、登壇願います。

(町長 松田知己君 登壇)

○町長（松田知己君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずは樽みこしについてですが、清水に関心を持ち、そのありがたさを体で感じ、再確認することを目的に観光協会の主催により開催されていることは議員ご承知のとおりです。ことしで31回目を迎え、観客や担ぎ手も合わせますと約500名の参加があったと観光協会から伺っております。議員同様、私も今後も継続していただきたいと考えております。

次に、舟っこ流しについてですが、議員ご説明のとおり1700年代前半から始まったとの言い伝えがあり、舟っこを御伊勢堂川に浮かべて商売繁昌と子供の健康を祈るためのお祭りと言われております。一時実施されない時期もありましたが、昭和43年に明治維新100年の記念行事の一環として復活して以来、歴史・文化・伝統の継承の観点から町教育委員会の主催により開催しております。

その舟っこ流しを廃止した上で舟っこをみこしにしてはどうかとの議員ご提案ですが、商売繁昌や子供の健康を祈る象徴の舟っこ、清水に関心を持ち、ありがたさを再認識する象徴の樽みこしを同様に見ることはそもそもの存在意義の違いが大きく、かなり困難なことと思います。

また、舟っこ流しは町教育委員会主催と言いましても舟っこの装飾や町内の練り回りなどは町内会が主体的に行っているわけですから、行政の一存で行事の本質を変えることは難しいと存じます。どうかご理解をお願いいたします。

なお、舟っこ流しのあり方を考え直す時期ではないかのご発言がありましたが、その点はおっしゃるとおりと存じます。議員ご指摘の子供たちの負荷の問題だけではなく、そもそも戦後まで地域行事として継続されてきた行事が明治維新100年を記念して行政主導で復活したとはいえ、いつまでも行政主導であることが、そもそもの行事目的を鑑みますとそぐわないのではないかとの見方もあるからです。

議員ご承知のとおり、実行委員会は関係町内会より選出された委員で構成されておりますので、今後、舟っこ流しのあり方については、実行委員会の皆様と町教育委員会でよく意見交換していくことが必要ではないかと私は考えております。

また、夏祭りの将来像についてですが、やはり人が集うとともに楽しさがそこにあることが夏祭りには求められるものと存じます。また、その楽しさの核心には何かしらのわくわく感が存在しなければならないと私は思いますので、そうしたわくわく感をさらに醸すためにどういう工夫や変化が必要なのか、また何が可能なのかについて、機会を捉えて、お祭りに関係する組織・団体などと広く意見交換してまいりたいと存じますので、ご理解をお願いいたします。以上です。

○議長（澁谷俊二君） 再質問ありますか。（「はい」の声あり）

3番、鈴木正洋君の再質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 舟っこ流しの実行委員会で今後のあり方を再検討していくということでしたけれども、現在樽みこしが行われてます、そちらの団体との意見交換と、夏祭り全体での一体的な見直しという点については、取り組んでいただけるということによろしいでしょうか。そこ、お願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） 議員の再質問にお答えいたします。

今般の一般質問の趣旨は夏祭りとして捉えた樽みこし、それから舟っこ流しという概念と理解しております。そのため、答弁の一番最後のほうで夏祭りの将来像について、お祭りに関係する組織・団体と広く意見交換してまいりたいと述べましたが、その中には樽みこしであったりあるいはあまたの関係団体との意見交換という思いで話をさせてもらいましたので、議員のご質問にあることを包含しているということでご理解をお願いいたします。

○議長（澁谷俊二君） 再々質問ありますか。（「はい」の声あり）

3番、鈴木正洋君の再々質問を許可いたします。

○3番（鈴木正洋君） 質問の私の質問の内容で樽みこし、舟っこ流しの廃止というところがちょっと強調されたような感じがありましたけれども、決して私は舟っこ流しを廃止してしまいなさいと、必ずしもそれにこだわっているわけではございません。ですが、同じ時期に行われる夏祭りということで一体的に捉えて運営していってほしいものだなということがあります。

例えば、樽みこしの練り歩きの前に舟っこを屋台に乗せて一緒に練り歩くような形でもできるのではないかなと。参加する住民にとって無理のない形で楽しい夏祭りが続けていければいいなと思います。

祭りは町の活力が結晶化したものであると私は思いますので、やっぱり祭りが盛大でなければ、その町は元気がないなど、魅力がないなど見られてしまうので、できるだけ大規模にやりたいものだなと。それから、町長も言われましたけれども、住民主体となってやるべきことが本来の姿であるなというところは私も同じ考えであります。

町長にお伺いしたいのは、私、樽みこしというのは非常に可能性のある行事だと思っております。誰にでも参加しやすいと、こういう敷居の低くさが一番の魅力ではないかなと思っております。町民だけでなく、ぜひとも町外、海外の人にも参加していただきたいものだな

と思いますが、松田町長を初めとしてタイや台湾などで交流される際に海外の人に向けてのトップセールスなどを、あとは海外への情報発信ですね。向こうから参加者を募ってブログ、SNSなどで情報発信をしてもらうとか、そういう海外に向けたPRに取り組んでいただけないものかなと思っておりますが、松田町長、その点についてお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（澁谷俊二君） 答弁を求めます。町長、自席でお願いします。

○町長（松田知己君） ただいまの再々質問にお答えいたします。

ご質問の趣旨は海外でのPRに力を入れてくださいという趣旨と理解して話をさせてもらいますが、折に触れて美郷町の観光情報はタイにおいても発信しておりますし、先般伺った台湾においても発信しております。その中には必ず清水祭りの写真を載せてPRしておりますので、今後とも町内の大切な行事についての情報発信は怠らないように努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（澁谷俊二君） これで、3番、鈴木正洋君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時56分)

(午前10時57分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

9月6日、町長より提出された認定第6号について訂正したいとの申し出がありました。

ただいま配付しました追加議事日程表のとおり、これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前10時58分)

(午前10時59分)

○議長（澁谷俊二君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

◎認定第6号の訂正について、上程、説明、表決

○議長（澁谷俊二君） 追加日程第1、認定第6号の訂正についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（木村英彰君） このたびの議案訂正につきましては、まことに申しわけございません。去る9月3日に提出いたしました認定第6号 平成29年度美郷町水道事業会計決算認定につきまして、議案の訂正をお願いするものでございます。

訂正理由は、誤記によるものです。

訂正の内容でございますが、決算書255ページをお開きください。あわせて、本日お配りいたしました正誤表をごらんください。

決算書255ページ、平成29年度美郷町水道事業剰余金計算書の左から3列目、資本剰余金の「積立金等」の欄の記載がなされていなかったものでございます。このため正しい額の表示と、これに伴い、隣の列「資本剰余金合計」並びに右列「資本合計」の欄の額を訂正するものでございます。

続きまして、次のページをお開きください。256ページ、平成29年度美郷町水道事業剰余金処分計算書の左から3列目「資本剰余金」の欄の記載がなされていなかったものであり、正しい額を表示するものでございます。

以上、訂正内容の説明を終わります。ご承認をよろしくお願い申し上げます。

○議長（澁谷俊二君） 内容の説明が終わりました。

お諮りいたします。認定第6号の訂正について、承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（澁谷俊二君） 異議なしと認めます。よって、認定第6号の訂正については承認することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（澁谷俊二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

9月13日午前10時、本会議を再開します。

ご苦労さまでした。

（午前11時01分）

